

栄養教諭による個別指導の現状と課題

The present state and issues of individual nutrition guidance of nutrition teachers.

丹野久美子*
Kumiko TANNO

The nutrition teacher has the qualified both specialty about the nutrition about the education. And they are demanded other than the collective guidance in the school, though they perform individual guidance for the students as obesity, unbalanced diet, the food allergy.

However, they have difficulty with teaching it to about the meal, and the present conditions that individual guidance is made are not grasped.

The purpose of this study was intended to grasp the actual situation of the nutrition teacher and the school dietitian who worked in elementary school and junior high school and also it was intended to conduct an investigation into consciousness for the individual guidance. The response rate was 42.8%. As a result, although 97.6% were carrying out about collective leadership, individual guidance was only 47.6%.

For the cause, there were opinions that understanding and cooperation with the other teachers are insufficient and there are not time and labor to face the students that work is hard work.

The result showed they are in the workplace environment where it is difficult to carry it out though they feel necessity of the enforcement.

For individual guidance, the nutrition teachers acquire a skill to have enough communication with the students, and cooperation with the other teachers, the reduction of their duty is necessary.

Keywords : 栄養教諭, 個別指導, 食に関する指導
nutrition teachers, individual nutrition guidance, food and nutrition education

栄養教諭は栄養に関する専門性と教育に関する資質を併せ有しており、学校行事等の時間における集団指導の他、「肥満、偏食、食物アレルギーなどの児童生徒に対する個別指導を行う」ことも職務とされている。しかし、食に関する指導を行うこと自体困難であり、個別指導がされているという現状も把握されていない。

そこで、本研究では小学校および中学校に勤務する栄養教諭・学校栄養職員の勤務実態を把握すると共に、個別指導に対する意識について調査することを目的とした。

宮城県県内の栄養教諭および学校栄養職員98名を対象に、自記式アンケートを実施した。回答率は42.8%だった。その結果、集団指導については97.6%が実施していたが、個別指導は47.6%にとどまった。

その原因として仕事が激務である、児童生徒と向き合うための時間と労力がない、他教員との理解・連携が不十分であるなどが挙げられ、実施の必要性は感じつつも、実施しにくい職場環境に栄養教諭が置かれていることが示唆された。

個別指導を実施するために、今後栄養教諭は児童生徒と十分なコミュニケーションをとるためのスキルを身につけ

ると同時に、他教員との連携や、業務の軽減が必要であると考えられた。

I. 緒言

食育基本法が制定されて10年を迎え、食育という言葉が定着し、あらゆる場面で食育を行う環境が整備されてきた。平成23年度から施行されている「第2次食育推進基本計画」¹⁾では、食育推進の目標として「食育に関心を持っている国民の割合」や、「朝食または夕食を家族と一緒に食べる『共食』の回数」など11項目掲げており、そのうち8項目については目標値の達成に向けて改善が見られていることが報告されている²⁾。

一方でエネルギーの出納を示す体格については、成人男性では肥満の増加が、若年女性では低体重の増加が問題とされている³⁾。そして子どもの体格については、肥満とるい瘦のいずれも微増の傾向にあることが報告されており、平成25年度の学校保健統計調査では11歳男子では肥満傾向児が10.02%、痩身傾向児が2.9%を占めるなど、体格の二極化が認められている⁴⁾。

食育は地域、社会、学校あらゆる場面で行われるべきも

*宮城学院女子大学

のであるが、児童・生徒に対しては学校が中心的に食育を行う場となることが期待されており、食に関する指導に当たることができるようにとの趣旨から平成17年度に栄養教諭制度が創設された⁹⁾。

栄養教諭とは、「教育に関する資質と栄養に関する専門

性を併せ持つ職員として、学校給食を生きた教材として活用した効果的な指導を行う」者として、表1に示す通り(1)食に関する指導と、(2)学校給食管理を一体のものとしてその職務とすることが適当であるとされている⁹⁾。このように栄養教諭は、栄養に関する専門性と教育に関する

表1 栄養教諭の職務内容(例)

区分	具体的内容
食に関する指導	児童生徒への個別相談指導 <ul style="list-style-type: none"> ・偏食傾向、強い痩身願望、肥満傾向、食物アレルギー及びスポーツを行う生徒に対する個別の指導 ・保護者に対する個別相談 ・主治医・学校医・病院の管理栄養士等との連携調整 ・アレルギーやその他の疾病を持つ児童生徒用の献立作成及び料理教室の実施
	児童生徒への教科・特別活動等における教育指導 <ul style="list-style-type: none"> ・学級活動及び給食時間における指導 ・教科及び総合的な学習の時間における学級担任や教科担任と連携した指導 ・給食放送指導、配膳指導、後片付け指導 ・児童生徒集会、委員会活動、クラブ活動における指導 ・指導案作成、教材・資料作成
	食に関する指導の連携・調整 <p>【校内における連携・調整】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の食生活の実態把握 ・食に関する指導(給食指導を含む)年間指導計画策定への参画 ・学級担任、養護教諭等との連携・調整 ・研究授業の企画立案、校内研修への参加 ・給食主任等校務分掌の担当、職員会議への出席 <p>【家庭・地域との連携・調整】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給食だよりの発行 ・試食会、親子料理教室、招待給食の企画立案、実施 ・地域の栄養士会、生産者団体、PTA等との連携・調整
学校給食管理	給食基本計画への参画 <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食の基本計画の策定、学校給食委員会への参画
	栄養管理 <ul style="list-style-type: none"> ・栄養所要量及び食品構成に配慮した献立の作成、献立会議への参画・運営 ・食事状況調査、嗜好調査、残食量調査等の実施
	衛生管理 <ul style="list-style-type: none"> ・作業工程表の作成及び作業動線図の作成・確認 ・物資検収、水質検査、温度チェック・記録の確認 ・調理員の健康観察、チェックリスト記入 ・「学校給食衛生管理の基準」に定める衛生管理責任者としての業務 ・学校保健委員会等への参画
	検食・保存食等 <ul style="list-style-type: none"> ・検食、保存食の採取、管理、記録
	調理指導その他 <ul style="list-style-type: none"> ・調理及び配食に関する指導 ・物資選定委員会等出席、食品購入に関する事務、在庫確認、整理、産地別使用量の記録 ・諸帳簿の記入、作成 ・施設・設備の維持管理

資質を併せ有しており、給食を生きた教材として活用しながら食に関する指導を行うことをその責務と期待されている。例えば、文部科学省は、栄養教諭は食に関する指導の

うち、学級担任等と連携した学級活動、教科、学校行事等の時間における集団指導の他、「肥満、偏食、食物アレルギーなどの児童生徒に対する個別指導を行う」ことも職務

【 食に関する指導についての実態調査 】

* 回答は全て別紙に記入してください

1. 栄養教諭免許は取得していますか。
2. 栄養教諭および学校栄養職員として職務に従事した年数（合計）は何年ですか。
3. 調理員の人数は何名ですか。
4. 1日の約8時間の勤務時間の内、調理・事務作業・栄養指導にかけるおおよその時間を記入してください。その他の仕事については空欄に記入してください。
※合計で480分（8時間）になるように記入してください
5. 全児童生徒数を教えてください。
 また、肥満児および弱い瘦児（身長別標準体重の±20%以上）の人数を記入してください。なお、確認していない場合は「不明」に○をつけてください。
6. 児童生徒または保護者に対し、今年度食に関する**集団指導**を行いましたか。実施しなかった場合は0を、実施した場合はその回数を記入し、どのような場面に指導したか当てはまるもの全てに○をつけてください。
7. 児童生徒または保護者に対し、今年度**個人的に指導**したことはありましたか。
ある → 質問8へ ない → 質問13へ

質問7であると答えた方のみ8～12の質問にお答えください。

8. 個人指導に至った経緯を教えてください。
9. 指導の際は共に指導する方はいますか。**最も多いもの1つ**に○をつけてください。
10. 個人指導の内容について、**当てはまるもの全て**に○をつけてください。
11. 個人指導は今年何回行いましたか。また、個人指導の継続期間はどれくらいですか。
12. 個人指導の効果は得られたと思いますか。 → **質問15へ**

質問7でないと答えた方のみ13、14の質問にお答えください。

13. 個人指導を実施しなかった理由について、**当てはまるもの全て**に○をつけてください。
 ア) 指導を必要とする児童がいない イ) 集団指導を行っているため個人指導はしていない
 ウ) 指導を行う時間がない エ) 栄養教諭免許を持っていない又は指導を行う自信がない
 オ) 指導を行う場（機会）がない カ) 行政などからの支援体制が十分でない
 キ) 学校の教員内での理解が得られない ク) 忙しくて他教員や児童生徒とコミュニケーションがとれない
 ケ) その他()
14. どのようにすると、今より個人指導が実施できると考えますか。下の選択肢から、**当てはまるもの全て**に○をつけてください。
 ア) 栄養教諭の免許を取得する イ) 他業務を簡素化し、指導を行うための時間を作る
 ウ) 指導を行うための技術を学ぶ機会を増やす エ) 学校内での体制を整えて指導を行える環境を作る
 オ) 保護者と交流する場を設ける カ) 他教員や児童生徒とコミュニケーションをとる
 キ) その他() → **質問15へ**

15. 貴校の「食に関する指導」の年間指導計画の中で、特に重点的に取り組んだ内容はどんなことですか。理由も含めお答え下さい。
16. 栄養教諭・学校栄養職員が業務を行う上で、最も重要と考えることは何ですか。
17. 個人指導および集団指導の必要性についてどのようにお考えですか。
 ご協力ありがとうございました。 3月17日（土）まで返信くださいますようお願いいたします。

図1 食に関する指導についての実態調査質問紙

として掲げている。

一方、栄養教諭は小学校、中学校、盲・聾・養護学校の小学部および中学部に配置されているが⁷⁾、すべての義務教育諸学校において給食を実施しているわけではないことや、地方分権の趣旨等から、栄養教諭の配置は地方公共団体や設置者の判断によることとされているため、全国的に見るとその配置状況にはばらつきが見られる。栄養教諭は平成26年4月1日現在全国で5,023名配置されているが、宮城県には平成18年度に初めて3名の栄養教諭が配置されて以降、毎年栄養教諭が採用されているものの、平成26年度では69名と全国平均の106名を下回っている⁸⁾。

しかし現実には、たった一人の栄養教諭が毎日の学校給食の管理の他に、食に関する指導を全てのクラスの児童生徒を対象に行うこと自体大変な業務である。それに加えて個別指導を実施することは、ますます困難な状況が推測されるが、その現状は把握されていない。

そこで、本研究では小学校および中学校に勤務する栄養教諭・学校栄養職員の勤務実態を把握するとともに、個別指導に対する意識について調査することを目的とした。

II. 方法

宮城県内の栄養教諭および学校栄養職員98名を対象に、平成24年3月に無記名自記式アンケート調査を実施した。アンケートについては事前に学校長に電話にて協力の依頼をした上で、学校長および栄養教諭または学校栄養職員あてに調査の趣旨を説明した文書を同封し、郵送した。回答は後日ファックスにて返信する方法とし、回答をもって同意とみなした。アンケートの内容は図1に示す通り、日ごとの勤務体系（業務時間の割合）、集団および個別指導の実施状況、日常業務に対する考え方などとした。

調査を依頼した98名のうち、42名から回答を得、回答率は42.8%であった。

さらに調査表回収後、個別指導について詳細な記載のあった一校の栄養教諭に対し、その内容について後日電話による聞き取り調査を行った。

III. 結果

1. 勤務実態および児童生徒の現状について

栄養教諭免許については、回答者の60.0%が取得していた。職務に従事した年数は平均18年であった。勤務時間である8時間の業務内訳は図2に示す通り、事務作業が192分と最も多く、次いで調理時間の109分、食に関する指導70分であった。しかし、実際は勤務時間内に職務が終わることはないという意見もあった。

42校の全児童・生徒数のうち、個別指導の必要となる肥満児は3.3%、るい瘦児は0.8%を占めた。

2. 集団および個別指導の実施状況

集団指導については、回答した97.6%が実施しており、

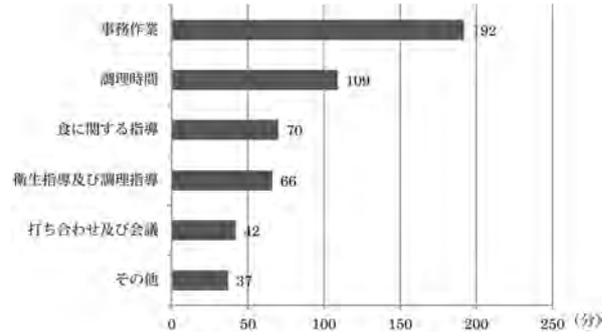


図2 1日の調理時間のうちそれぞれの仕事にかかる時間

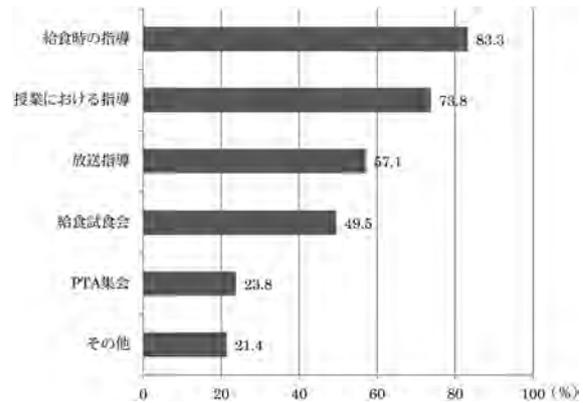


図3 集団指導の方法

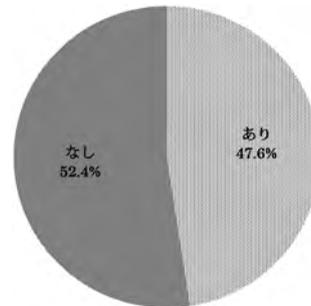


図4 個人指導の有無

その方法は図3に示す通り、給食時の指導が83.3%と最も多く、ついで授業における指導73.8%、放送指導57.1%であった。また、保護者を対象とした指導として給食試食会やPTA集会での指導を行っているケースも挙げられた。

個人指導については実施していたのは47.6%と半数以下であった(図4)。指導の内容はアレルギーが90.0%を占め、ついで肥満の30.0%、偏食、るい瘦、心疾患の25.0%が挙げられた(図5)。個人指導を実施していない理由としては、指導を必要とする児童生徒がいないと答えた者が59.1%と最も多く、次いで指導を行う場(機会)がないが22.7%、集団指導を行っているため個人指導は行っていないが18.2%であった。また栄養教諭免許を取得していないから、指導する自信がないからという理由も挙げられた(図6)。個人指導を実施するために必要なことについて

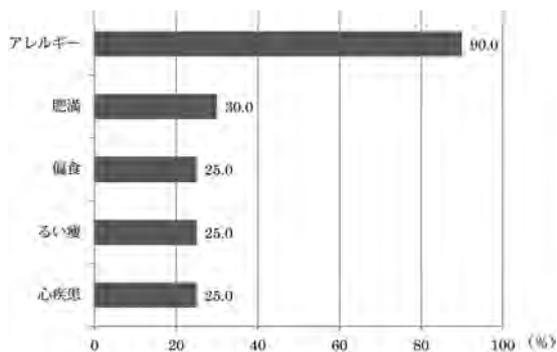


図5 個人指導の内容

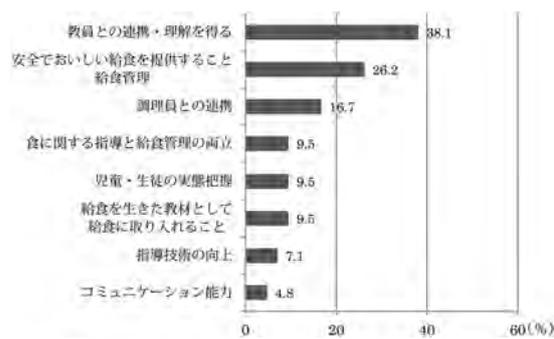


図8 業務を行う上で最も重要と考えること

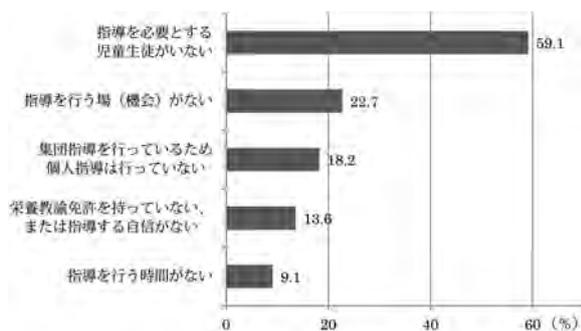


図6 個人指導を実施しなかった理由

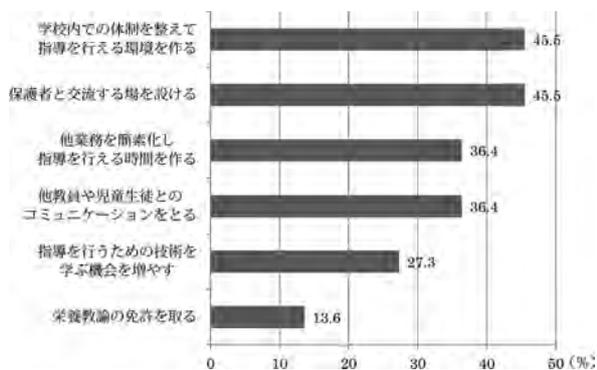


図7 個人指導を実施するために必要なこと

は、学校内での体制を整えて指導を行える環境を作る、保護者と交流する場を設けるがそれぞれ45.5%と最も多く、他業務を簡素化し指導を行える時間を作る、他教員や児童生徒とのコミュニケーションをとるが36.4%であった（図7）。

さらに後日、個別指導を実施していると回答した栄養教諭1名に対し、個別指導に至るまでの経緯や実施方法について電話による聞き取り調査を実施した。この学校では肥満とアレルギーに関して個別指導を行っており、肥満に関してはクラス担任からの依頼で指導に至っていた。アレルギーに関しては年間10回程度、肥満は通年で行っているとのことであった。指導を行うために家庭との連絡は全てクラス担任が担当し、指導の際は養護教諭と共に行っている等、個別指導は他教員とチームを作り、業務分担をして取り組んでいた。

表2 「食に関する指導」の年間計画の中で重点的に取り組んだ内容（%）

食事のマナー	16.7
学年・年齢に合わせた指導	11.9
感謝の心	11.9
朝ごはんに関する指導	9.5
正しい理解・関心を高める	9.5
食の大切さ	9.5
クラス訪問での指導（特活・家庭科・体験学習等）	7.1
給食中の指導	7.1
給食・献立を教材にした指導	7.1
好き嫌いをなくす	4.8
健康教育（生活リズム等）	4.8
総合的な学習の時間	4.8
望ましい習慣	4.8

「食に関する指導」の年間計画の中で重点的に取り組んだ内容については、食事のマナー16.7%、感謝の心が11.9%と多く、震災後に食べ物を自由に食べられない時期を経験した児童たちに感謝の心を特に重視した指導を行ったという栄養士もみられた（表2）。

3. 栄養教諭および学校栄養職員としての職務について
栄養教諭および学校栄養職員としての業務を行う上で最も重要と考えることに関しては、教員との連携・理解を得るが38.1%と最も多く、安全でおいしい給食を提供すること26.2%、調理員との連携が16.7%であった（図8）。

最後に個人指導及び集団指導の必要性についてどう考えるか自由記述で回答を得たところ、最も多かったのは問題・課題にあった指導方法の選択が必要という意見で14.4%であった。また、個人指導・集団指導共に必要だと考える栄養士が多いものの、個人指導に関しては個人情報扱うため、細心の注意が必要であるという意見から実施が難しい、時間的・環境的な問題で実施が難しいが共に11.9%であった（表3）。

IV. 考察

本調査では、栄養教諭および学校栄養職員による児童生

表3 個人指導及び集団指導の必要性について (%)

問題・課題にあった指導方法の選択が必要	14.4
個人情報には細心の注意が必要である	11.9
時間的・環境的な問題で実施が難しい	11.9
家庭の協力が必要	7.1
児童・生徒への効果的な意識づけになる	7.1
顔を見ながら、会話しながらの指導が大切	4.8
指導したいが環境が整わない	4.8
自身の身体状況を把握するうえで効果的	4.8
需要がない限り指導は必要ない	4.8
肥満指導の必要性を感じる	4.8

徒に対する個別指導の実態を明らかにするために、宮城県内に勤務する栄養教諭、学校栄養職員に対して自記式質問紙を用いた調査を行った。

1. 食に関する指導の現状

栄養教諭は給食指導のみならず、各教科を用いた指導を行うこともその職務の一つとされており、小・中学校では家庭科や学級活動の時間を用いて「食に関する指導」が行われることが多い。また、集団指導は一度に多くの児童生徒に指導を行うことができる他、対象者間に連帯感が生じたり、不安が解消されたりするなどのメリットがあることから、栄養教育の場においても多く用いられる⁹⁾。

今回の調査からも、給食時間を用いた集団指導は多くの栄養教諭・学校栄養職員が取り組んでおり、その内容も直接教室を巡回する指導や放送指導、PTAに対して実施する給食試食会やPTA集会での指導など、それぞれ工夫がみられた。

2. 教育現場における個別指導の課題

その一方で、個別指導を実施している者は半数未満であることから、教育現場においては実施が困難であることが伺えた。栄養教育において個別指導は一人一人のニーズに対応できるものの、個々の健康状態や栄養状態を考慮して行う必要があり、その分時間や労力が多く費やされることが難点である¹⁰⁾。今回の調査からも肥満や2型糖尿病など過剰栄養を誘因とする疾患を有する児童生徒が存在することが把握できたが、その一方で低体重の児童生徒の増加も問題となっている。つまり、指導対象者内に過剰栄養と低栄養の者が混在し、さらに偏食や食物アレルギー等の児童生徒も存在することになる。そして食習慣や食環境は個人で異なるが、食生活というプライバシーに学校が立ち入ることが困難であることも事実である。「食に関する指導の手引—第一次改訂版」には指導上の留意点として、「保護者の十分な理解や協力を得る必要がある、保護者とは密に連絡を取りつつ、児童生徒が抱えている問題を把握し、適切に指導・助言する必要がある。その際、プライバシーの保護にも十分留意すること」と明確に示されてお

り、教育現場では非常に難しい問題であることがうかがえる¹⁰⁾。そのことを裏付けるように、今回の調査でも個別指導および集団指導の必要性について、「個人情報には細心の注意が必要である」との意見が多く挙げられている。

3. 個別の栄養指導の実施に向けて

しかし、偏食・少食・肥満・過食・アレルギーなどの傾向を持つ児童生徒が増えている現状を踏まえると、個別指導の実施は避けられない。そして児童生徒が各々の食生活を自己管理できるような態度や能力を育てるために、栄養教諭が児童生徒一人一人の健康状態や実態を把握し、必要に応じて個別指導を行うことが求められている⁸⁾。具体的には、①偏食傾向のある児童生徒、②痩身願望の強い児童生徒、③肥満傾向のある児童生徒、④食物アレルギーのある児童生徒、⑤運動部活動などでスポーツをする児童生徒、などに対して、栄養の専門家である栄養教諭が中心となって学級担任や養護教諭、あるいは医師や他の栄養の専門家などと適切に連携をして個別の相談に対応する、とされている¹⁰⁾。栃木県内の小学校教職員に対する調査でも、栄養教諭へ期待することとして、「個別指導・助言可能」が68.4%と最も多くを占めており、次いで「教員・児童への指導可能」と、直接指導することが期待されていることがわかる¹¹⁾。しかし栄養教諭や学校栄養職員は一校に一人しかいない専門職であり、勤務時間は給食業務に追われることから、他職種・他教員とのコミュニケーションを取りにくい環境に置かれているのもまた事実である。このことから、個別指導を実施するまでに家庭や対象者より親密なコミュニケーションを必要とすることも個別指導を遠ざけている一因であることが推測された。

そして個別指導の内容は、アレルギーが最も多かったことから、安心・安全な給食を提供するために最優先されるアレルギー対応はどの栄養教諭、学校栄養職員も取り組んでいるものの、肥満や偏食、痩身など、直接的に給食業務に関わらない事項については取り組むことが難しいという現状が把握された。個人指導に至った経緯について確認したところ、栄養教諭自ら指導を希望したケースが半数以上であり、クラス担任、養護教諭、保護者からの依頼によるものはいずれも25.0%であった。そして個人指導を実施しなかった理由として指導を行う場（機会）がない、時間がない、集団指導を行っているから、などの理由が挙げられたことから、個別指導を行うこと自体が教育現場に浸透していないことが考えられた。また、指導の際に養護教諭と連携している者が半数であったことから、栄養教諭が連携しやすい専門職として養護教諭の存在が把握された。さらに「個別指導を必要とする児童生徒がいない」との意見が挙げられていることから、児童生徒とも十分にコミュニケーションをとっていないことが推察された。

栄養教諭の日常業務は給食管理も行う必要があるため、午前中は発注・調理員との打ち合わせ・調理指導・衛生指

導などを行い、給食棟から離れることが難しい。午後は授業の教材作りや給食棟の片づけ作業の確認をし、会議などで校外へ出ることも少なくない。翌日の給食提供のために、また給食業務の資料作成のために、時間外勤務をすることも多い。

個別指導を行っている栄養教諭への聞き取り調査では、個別指導を行うために他の業務を軽減することはできず、普段の給食管理業務等に加えて個人指導を行っていくため、8時間の勤務時間では到底終わらないと話していた。しかしクラス担任や養護教諭と連携して児童に対応しているため、栄養教諭自身の勤務時間が削られることは仕方がないとの意見だった。この栄養教諭は勤務に従事した年数が30年以上と経験豊富であったが、自身の時間を犠牲にすることを余儀なくされているのが現状である。このように栄養教諭が個別指導を行う場合は他教員との連携が重要である。そのためには教育現場における栄養教諭や学校栄養職員の立場を他職種、他教員が理解を得るための環境作りが不可欠である。

平成26年3月に仙台市と宮城県ではそれぞれ食に関する指導の手引を新たに作成した。宮城県では「個に応じた指導の実践」として実践例の掲載に留まっているが¹²⁾、仙台市では食に関する個別指導体制について、「健康問題を有する児童生徒への相談指導は、食習慣以外の生活習慣や心の健康とも関係することが考えられるので、校内において指導体制を整備し、全教員が共通理解のもと、保護者・外部機関と連携し、個別相談指導を行うことが大切」であるとの記載がされている¹³⁾。さらにその具体的な指導体制や実践例についても示されている。

片淵らは、栄養教諭が他の教職員と連携を図るためには「栄養士と担当者の普段の人間関係が良好であること」「事前打ち合わせ時間の確保ができること」「学校全体の食に関する指導に対する意識の高まりがあること」だとしている¹⁴⁾。今回の調査においても、個別指導は必要と感じつつも、時間的・環境的な問題で実施が難しいことが挙げられている。一方で栄養教諭・学校栄養職員が食・栄養の専門家として求められる期待は大きく、学級担任ではできない専門的な指導を行うためには、まずは他教員と交流・連携を図ることのできる環境を自ら作っていくことが必要である。そしてその環境を整備するために、栄養教諭だけでなく、他教員も含めた食の研修の機会を増やしたり、学校長を中心に食の問題に取り組む体制を整えたりすることは、県や市などの自治体レベルで取り組むべき課題であると考えられる。

さらに、個別指導を実施しない理由として「自信がない」等が挙げられている現状より、栄養教諭・学校栄養職員に対して児童生徒と十分なコミュニケーションをとるためのスキルを身につけるための研修の場の提供等も必要である。そして栄養教諭、学校栄養職員が他教員と連携を図ることや、今後ますます多様化する児童生徒に対応するため

にも、給食管理業務の軽減および栄養指導の方策を探ることが今後の課題であると考えられた。

V. 謝辞

本調査を行うにあたりご協力いただきました仙台市教育委員会をはじめ、宮城県内小中学校勤務の栄養教諭及び学校栄養職員の皆様に心より深く御礼申し上げます。

VI. 参考文献

- 1) 内閣府：第2次食育推進基本計画（平成二十三年三月三十一日食育推進会議決定）。
- 2) 内閣府：平成26年版食育白書（本編）
<http://www8.cao.go.jp/syokuiku/data/whitepaper/2014/pdf/honbun/b1sho1s1.pdf>（2014年8月31日）
- 3) 厚生労働省：平成23年国民健康栄養調査結果の概要
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002q1st-att/2r9852000002q1wo.pdf>（2014年8月31日）
- 4) 文部科学省：学校保健統計調査—平成25年度（確定値）の結果の概要
http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2014/04/04/1314157_3.pdf（2014年8月31日）
- 5) 金田雅代：栄養教諭制度について。栄養学雑誌，63(1)，33-38，2005。
- 6) 文部科学省中央教育審議会：食に関する指導体制の整備について（答申），平成十六年一月二十日
- 7) 学校教育法：昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号，最終改正平成二十六年六月二十七日法律第八十八号。
- 8) 文部科学省：平成17～26年度の栄養教諭の配置状況（平成26年4月1日現在）
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/_icsFiles/afieldfile/2014/09/22/1257966_1.pdf（2014年9月30日）
- 9) 金田雅代：三訂栄養教諭論理論と実際，建帛社，東京，2012。
- 10) 文部科学省：食に関する指導の手引—第一次改訂版一，東山書房，東京，2011。
- 11) 渡邊宏美，上田伸男：小学校教職員の食教育への認識，実践および課題。宇都宮大学教育学部教育実践総合センター紀要，28，453-462，2005。
- 12) 宮城県教育委員会：食に関する指導・学校給食の手引。明倫社，宮城，2014。
- 13) 仙台市教育委員会：仙台市食に関する指導の手引改訂版。東山青葉印刷，宮城，2014。
- 14) 片淵結子，中村修，本田藍：食に関する指導の現状と課題—栄養教諭・学校栄養職員・学校栄養士のアンケート結果から—。長崎大学総合環境研究，12(1)，79-88，2009。